

平成24年11月定例会 総務委員会

平成24年12月18日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（11時17分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部関係の調査を行います。

この際、経営戦略部関係の追加提出予定議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（資料①②③）

- 議案第34号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第35号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

【報告事項】 なし

豊井経営戦略部長

11月県議会定例会に追加提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成24年11月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）により御説明いたします。

今回、追加提出いたします案件につきましては、議案第34号の補正予算案1件、及び第35号の条例案1件でございまして、明日の閉会日に提出いたしたいと考えております。

以下、議案の順序に従いまして、その概要を御説明申し上げます。

第34号 平成24年度徳島県一般会計補正予算につきまして、お手元に御配付の平成24年度11月補正予算（案）の概要（追加分）をごらんいただきたいと思います。

まず1ページですが、今回の補正予算案につきましては、県民の安全・安心と県内の経済・雇用を守るため、国の経済対策に呼応しつつ、県独自の企業向け緊急対策を盛り込みまして編成をいたしました。

1つ目は、（1）に記載のとおり、安全・安心対策の推進としまして、自然災害に強い県土基盤づくりや、保育所及び介護施設の整備に向けた基金の積み立てを行いまして、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことといたしております。

2つ目の（2）につきましては、経済・雇用対策の推進といたしまして、国の経済対策を活用した公共事業の追加補正や、厳しさを増す雇用情勢に対応した緊急雇用創出事業の実施、企業の経営改善への取り組みの支援などによりまして、活力ある地域経済の実現を目指すことといたしております。これらの施策に取り組むことによりまして、補正予算の規模といたしましては、2に記載のとおり11月補正予算規模にお示ししておりますとおり、50億4,671万2,000円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、（１）に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金及び県債となっているところでございます。

また、歳出につきましては、（２）に記載のとおり民生費及び労働費から土木費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案をごらんください。

第35号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことにかんがみまして、退職給付における民間との較差の解消を図るため、本県の職員の退職手当の額を引き下げるものでございます。

追加提出予定議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部関係の追加提案を予定しております案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その3）により、その概要を御説明申し上げます。

今回、追加提出いたします案件につきましては、補正予算案1件、条例案1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするものでございます。一番下の計欄でございますが、補正前の限度額702億900万円、補正後の限度額713億4,800万円でございますので、11億3,900万円の補正をお願いするものでございます。

説明資料の2ページをお開きください。

職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてでございます。

先ほども御説明いたしましたが、国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに鑑みまして、退職給付における民間との較差の解消を図るため、本県の職員の退職手当の額を引き下げるものでございます。

改正の概要につきましては、退職手当について、職員の退職手当に関する条例本則の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の104から100分の87に段階的に引き下げるものでございますが、経過措置がございまして、その段階的措置につきまして、平成25年1月1日から同年9月30日の間にあっては100分の98となります。それから、同年10月1日から平成26年6月30日の間にあっては100分の92ということでございまして、平成26年7月1日から100分の87に下がるということでございます。

また、退職手当の調整率の適用対象範囲につきまして、自己都合による退職者または勤続20年未満の退職者を含めることといたしたところでございます。

追加提出議案の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日の委員会の質疑につきましては、先ほど開会の議会運営委員会において、提出予定議案に関するものに限るとの申し合わせがなされておりますので、委員各位におかれましては、議事進行につき御配意のほどをよろしくお願いいたします。それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

おはようございます。私のほうからは、退職手当の見直しに関する部分について質問したいと思います。

国家公務員の退職手当法の一部を改正する法律が、衆議院が解散された11月16日に成立しました。非常に急な成立であったということは私も承知をしております。その後、県に対し、副大臣の通知及び改正条例令が来たことも承知しております。

この問題については、退職される方、職員さんに、非常に大きな影響が出ることから、職員組合とも2回にわたって交渉したけれども妥結には至らず、決裂しているということもお聞きしました。その理由は、来年の1月実施では、余りにも周知期間が短か過ぎて混乱しやすいかということです。組合も退職金を段階的に下げることについてはこれはもうやむを得ないかと、理解を示していると聞いておりますけれども、なぜ1月なのか。徳島県の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、この施行期日を、なぜ平成25年4月1日にしないのかということが問題になっております。私も、来年の4月1日からの実施であれば、何ら異論を挟むものではございません。

1月1日からの実施となると、3月31日に定年退職を迎える方についても適用されるということでございますので、その方々にとっては、退職後の生活設計にも非常に影響してくると私は思います。また、国家公務員と違って、徳島県の場合は、給与カットが始まって、既に5年目ぐらいに入っていると思います。高齢の職員さんは、特に高率の給与カットをずっと実施しております。今まで県のために一生懸命働いてこられた方に、突然、1月1日から施行するから、ことしから退職手当の調整率が100分の104から100分の98になって、百数十万円の退職手当のカットがなされるということですから、今後の生活設計に非常に響くであろうと思います。

それと、この条例が今議会を通りますと、それだったらもうこの12月で退職しますという職員さんが出てきた場合、12月でやめる職員さんは退職金を満額もらえるわけでありませう。1月、2月、3月分の給与をもらわなくても、3月末にやめると退職金がカットされますから、大体実入りは同じぐらいと聞いています。

一生懸命勤めてきた職員さんは、定年まで勤めていただいて退職していただくというのが私は本来の筋であると思います。こんなに性急に議会に提出して、それも衆議院選挙後すぐのこの議会に提出して、ばたばたと成立させていくというのはどうなんでしょう。私は、本当にもう少しちゃんと議論して、組合とも議論をして、我々にもきちんと状況を説明をして、それですべきであると思っています。

聞くところによりますと、全国的に見ても、来年の4月1日からの実施というところが現在8県ぐらい、決定しているのは島根県、鹿児島県なのですが、あと6県ぐらいが来年の4月1日以降の実施を検討しております。来年の4月1日からこの制度を実施、導入する権利があるにもかかわらず、また、徳島県は給与カットもかなり高率でずっとやっているにもかかわらず、性急に1月1日からやるんですか。私は非常に疑問に思うわけでありまして。私は来年の4月1日からの実施でよいと、これが普通であろうと思えますけれども御見解を求めたいと思います。

小笠人事課長

ただいま庄野委員のほうから、1月1日施行ではなくて4月1日のほうがよいのではないかという御意見をいただいております。まず、今回の条例提案に至った経緯を御説明させていただきますと、国のほうでといいますか、人事院でございますけれども、民間と公務員との退職金の比較、民間の場合は年金もあるわけですが、その対象となった平成22年の実績を、平成23年に調査いたしました。その結果がことしの5月に出されたわけでございますけれども、その段階におきまして、額として400万円余りということで、民間と大きな開きがあり、これを早急に是正する必要があると言われております。と言いながらも、額が大きいということで、激変緩和ということで、いきなり400万余りを下げるのではなくて、3段階に分けて下げていこうということで、この8月7日に国のほうで閣議決定をされたところでございます。

その後、臨時国会等の開会がおくれたこともございまして、12月2日に国会に提出されて、先ほど庄野委員からお話ございましたけれども、11月16日、衆議院の解散という中でございましたけれども、国家公務員の退職手当法等の改正案が成立したという状況になってございます。国としても、こういった引き下げ、民間との開きが非常に大きいということで、早急にやる必要があるという判断がなされたところでございます。

この国家公務員の改正法案を受けまして、総務省から、先ほどもお話をございましたけれども、都道府県知事等に対しまして、国に準じて必要な措置を講ずるような要請がなされるとともに、いわゆる条例準則ということで、退職手当につきましては国公準拠という団体がほとんどになってございます。そういったことで、技術的な支援がなされたところでございます。我々としては、11月26日の総務省からの要請を受けまして、早急に職員組合に協議の申し入れをいたしまして、12月11日、17日と、2回の協議を経て、あす、条例の改正案を議案とさせていただくということに至っているところでございます。

まず1点目としまして、今申しましたけれども、平成22年の実績に基づいて調査した実績額が非常に開きが大きいということで、早急に是正をする必要があるということが理由でございます。

それから2点目といたしましては、国公準拠ということで、国の国家公務員につきましては既に法律が通り、1月1日から、本日提案させていただいているものと同じ内容で、国家公務員については適用されるということで、本県につきましても国公準拠に基づきま

して、1月1日から実施させていただきたいと考えてございます。

それから3点目でございますけれども、給与カットもしているような中で、なぜやらないのだと、特に退職される方については、給与カットの影響額も大きかったではないかというお話もございました。これは見方を変えて見てみますと、給与カットするまで財政が厳しい状況の中で、今回、1月に施行する場合と、4月1日に施行する場合を比較しますと、対象者数に平均額を掛けて4億2,000万円ぐらい額が違ってまいります。そういった額をいただいた税金から支出することになりますので、この財政状況を考えますと、職員に給与カットまでお願いしている苦しい財政状況の中では、4月に送るのではなくて、やはりそれぞれ退職する方に御負担いただくと。ただしそれについては、経過措置ということで、段階的に下げさせていただくということで対応していただきたいと、そういったことで、4月1日ではなくて1月1日ということにさせていただいた次第でございます。

それから、全国の状況ということで御質問をいただいております。全国的にまだ4月1日で確定している団体としましては、先ほどお話ございました、島根県と鹿児島県、それからあと2つぐらい、今のところ4月1日になりそうだという状況は伺っておりますけれども、まだ未定という団体も多く、また一方で、1月1日にやるという団体もございます。そういった状況の中で、どこが1月1日なのか、あるいは2月なのか3月なのか4月なのかというのは、まだ決まってない団体、未定の団体が多い状況でございます。

以上でございます。

庄野委員

1月からやるというのは、お金の問題もあると思いますが、実際に4月からやられるというところは検討を含めて8県ぐらいあると聞いています。また、決まってないというところは、この12月の議会に多分かけられてないのしょうから、2月議会にかかるということで、4月以降に実施というところが多分ふえてくるのではないかという気がいたしております。

そういう中で、私は余りにも性急なことであって、職員さんに周知をしようと言っても。

1月、2月、3月と勤めていただく退職金の額と、12月まで勤めていただく退職金の額が同じだったらやめるわという人が出てきたら、職場って困らないのですか。

小笠人事課長

退職金が3月末日まで働くことによって減額になるから、退職金の下がる前にやめるわという職員が出ないかという御質問でございます。まず、退職金のお話をさせていただきますと、年度途中でやめる職員につきましては、いわゆる自己都合退職ということになってございます。退職金を計算する支給率というのが下がるということになります。定年まで行きますと、定年退職ということで退職金の額が満額ということになるわけです。ただ、例外的に施行日までに誕生月を迎えていて、その月に退職する職員については、退職金の計算上、普通退職の職員と同じ額が出されるという、その例外のところのお話をいただい

たのだらうというふうに思っています。

まず、職員として本来職務を全うするということが大事であろうと思っております。特に今回の退職金の関係で申しますと、県職員ということで幅広くこの条例が適用されるわけでございますけれども、まず金銭で、減るからやめるというのではなくて、やはり職責を全うするということがまず大事ではないかなと思っております。ただ一方で、やはり金額的に減るということになれば、いろいろな事情がある、例えば病気の家族を抱えているとか、いろいろ金銭的に必要な職員も出てくる可能性も否定はできないと思っておりますけれども、そういった方を含めて、定年退職を迎える方につきましては、この改正の内容を早急に、十分説明しながら、その制度の理解をしていただき、判断をしていただきたいと思いますと思っております。以上でございます。

犬伏経営戦略部副部長

人事課長の答弁を補足させていただきます。先ほども人事課長から申し上げましたように、人事院は5年から6年のスパンで民間企業と、公務員の退職手当の状況というのを比べております。今回比べましたところ、400万円を超えて差があったということで、こういう3段階に応じて退職金を引き下げることになったわけでございます。

国は、この制度設計に関して、1月1日からなぜやるかと申しますと、なるべくその調査結果に早く合わせたいということもございますけれども、1月からやることによって、1月、2月、3月と、3月末にやめる人のその給与も含めた額と、早くやめて、前の退職の率で支給される高い退職手当とが、ある程度一致するということで1月としたことでございます。

それから、もちろん4月1日ということも考えられたのしょうけれども、なるべく早くということでございます。県は、先ほど人事課長も申し上げましたように、来年度実施といたしますと、教育、警察の職務も含めまして、280人を超える290人近くの定年退職者だけで数字が出てまいります。それに、ざっくりと140万円というのを掛けますと、4億円を超える金額となってまいりまして、国と比べますと4億円を県費で措置しなければならないという状況になってございます。むしろ、先ほど委員から御質問があったように、その途中で、駆け込みの退職ということを考えてみましても、これが例えば2月施行だとか、3月施行だとか、おくれればおくれるほどその不均衡が広がってまいりまして、駆け込み退職という状況が生じてくる。そういうことも考えて、国は1月1日の制度設計としておるのでございまして、県としても4月1日とした場合の負担、あるいは駆け込み退職の防止、そういうことを考えれば、やはり1月1日の施行が一番よろしいのではないかと考えた結果でございます。

職員への周知は当然必要でございますし、一生懸命やっていきたいと思っております。あした、もし議決していただくようなことがございましたら、早速、県の退職者を初め個々にも連絡をとり、この条例の趣旨を御説明したいというふうに考えておりますし、会議等を開きまして、しっかりと周知をしていきたいと考えておるところでございます。以

上でございます。

後藤職員厚生課長

今の副部長の答弁に補足をさせていただきますと、庄野委員から1月1日の施行では余りにも性急で、周知期間が十分とれないのではないかというお話をいただいておりますが、ただいま副部長からも申し上げましたように、今回の改正につきましては、今年度退職を予定しております職員を初め、退職間近の職員を含めまして、大きい影響がございますために、施行日1月1日までに丁寧な十分な周知を行う必要があると考えております。

具体的に申し上げますと、議決をいただきましたならば、速やかに条例の改正及びその内容につきまして、各任命権者、所属を通じて周知を図るとともに、庁内LAN、ジョーリを活用いたしまして、職員に即時に内容を伝達いたしたいと思っております。また、今年度特に定年退職を迎える職員に対しましては、先ほど申し上げましたように個別に連絡をいたしまして、所属長を対象とした説明会を、本庁、それから南部、西部の県民局それぞれで開催いたしまして、そのほかの職員への周知を徹底したいと考えております。

また周知に当たりましては、職員自身が今回の改正によりまして、退職手当の引き下げ額の試算等ができますように、計算方法につきましてもあわせてこちらから御配慮できるようにしたいと考えております。以上です。

庄野委員

額のことを4億2,000万円と言われましたけれども、当初、支払うべき退職金の額というのは覚悟していたと思うんですが、その分、幾ら浮いてくる形になるんだろうなと思います。

私は4月からの施行のほうが良いと考えます。職員さんに対してもあまり性急にするのではなく、今まで頑張ってきた方に対する思い、お世話になりましたという気持ちも必要だと思うのです。給与カットも随分して、やめるころになったら、いきなり退職金までカットかよと。

全国的にもそういうお達しが来て脅威なのはわかりますが、現実的に4月からやられるところもあるわけで、やれないということは何か、1月からやらずに4月から実施をすれば、徳島県にとって何かマイナスと言いますか、ペナルティーみたいなものが考えられるのですか。

豊井経営戦略部長

1月1日でなければ、何かペナルティーが行われるのかということでございますが、まず全国状況から。先ほど来お話がございましたが、私どもが昨日現在で全国状況を捕捉していることを申し上げますと、平成25年1月1日、国のおりやる都道府県が7県もございます。それから年度途中に14県がやるということで、4月1日にやるのは今の時点で20県以上あるということで、ほぼ過半数以上です。衆議院の投開票日の関係で、議会が後ろ

にずれている県もかなりございまして、未定という県も20県ぐらいあるわけでございます。

その中で4月1日も確かに、私どもで捕捉しているのは4県程度ですということでございますけれども、そこはまた時点時点で変わってくるかもしれません。そうしたことで、ほとんどが年度内ということでございます。ただ年度内は、先ほど副部長が申し上げましたように、2月、3月になりますと逆にピークが生じて、途中退職を助長するようなこともございまして、そこはやはりきちっと1月1日の国の制度設計に合わせたほうがよいのかなというふうに考えているところでございますが、

なぜ1月1日かということと考えますと、やはり民間との格差をできるだけ是正をするというのを早めるということ、他県の状況から見ても年度内というのが半分以上でございます。加えまして、財政状況を申し上げますと、私どものこの平成24年度当初予算におきまして、知事部局、教育、警察で退職金の額を約134億円ほど予算化しているところでございます。そのうち69億円が一般財源でございまして、残り65億円が退職手当債という、まさに借金でこれを賄おうとしているという状況でございます。

加えて、他県の状況で四国4県で比較しますと、退職手当債の額が、香川県が40億円、愛媛県は55億円、高知県は35億円ということです。我が県が四国の中では断トツに退職手当債が多い。本来であれば一般財源でもって退職手当をお支払いしなければならないのを、団塊の世代の方の退職手当を地方で払うのは非常に厳しいだろうということで、平成18年度から27年度間の10年間で時限的に認められた退職手当債を発行しているわけでございます。

こうした中で、本県においては先ほど来非常に厳しい中で給与カットをお願いしている、さらには、退職手当についても本来は一般財源でお支払いしなければならないところ、なかなか一般財源が厳しいものでございますから、退職手当債という負債を発行して、今年度負担も含めて消化をしている、退職手当をお支払いしているという状況でございます。

こうした中で、やはり私どもとしましては、犬伏副部長からも申し上げましたように、4月1日にしますと4億円以上も退職金の額が増えてしまう。民間との格差も早く是正をして、退職手当の額もできる限り減らしていくようにならないとという要請の中で、我々としてはまさに委員がおっしゃるように、長年県庁の中で御苦労された方に1月1日から退職手当を引き下げるとというのが非常に厳しい。まさに苦渋の選択でございますけれども、ここはやはり、県民の方の目線に立ちますと退職手当が65億も発行している。それから復興財源として1月1日からは、県民の皆様の所得税率が2.1%上がるわけですね。こうした中におきましては、官民格差を早く是正をしていくということが求められていると思っているわけです。

加えて今回の補正予算におきましては、金融円滑化法が3月末に切れるのではないかといい中で、民間の中小企業者の方は非常に厳しい。経営改善計画を策定するための予算を今回追加でお出しさせていただくような状況の中で、やはり官民格差をできるだけ早く是正して、退職手当の負債額もできるだけ減らしていかなければならない。こうした厳しい状況の中で苦渋の選択として1月1日からということにつきまして、ぜひとも御理解をい

ただきたいと思います。

ペナルティにつきましては、国と違ったことをやりますと、今後、財政的に余裕があるからということで、これははっきりはしておりませんが、特別交付税の配分にあたっては、バイアスがかかってくる可能性があるかなと考えているところでございます

庄野委員

豊井部長の御説明から、わかってくださいという、提案している側の必死さが伝わってはきました。しかしながら、今までの給与カットの交渉にしても、きちんと十分話し合いをして、協議をして、最終的にそれだったら、私たちも、職員組合のほうも、県の施策に協力しましょうということで、みんな苦渋の選択をしながらそれでも妥結してきたというのが今までの流れです。急に2回交渉して、まとまらないから、きょう、議会に提案理由説明をしたということであります。4月に実施する県もあるわけですから、ペナルティーがあるかもしれないけど4月に実施をしようということを、職員組合とも納得できるまできちんと協議をして、2月議会に提案をして4月から実施するという方策もあったのではないかと、私は今でも思っております。

財政状況云々のこともよくわかりますし、みんな御苦労されてしていることは本当によくわかります。ただ余りにもことし対象でやめられる方にとっては、寝耳に水とまではいきませんが、少々予測はしておったかも知れませんが、ええっというようなことで本当にごまかされるだろうなと思います。そして、他県でも来年の4月から実施すると決めている県もあるわけですから、うちの県も、ほかの県もそれでペナルティー覚悟でやられていることなのではないでしょうか。

地方分権が進んでおりますのに、県が判断したことに対して、お前のところは国の言うことを聞かなかったから、交付税等々で嫌がらせするわというのは本当にいやらしい考えであります。もし聞かれたときには、うちの県はこうだったのだよと、うちの県はここまで高率のカットをしてみんな協力してくれたと十分説明をする。みんな選挙でくたびれている12月議会にさぁっとかけて、ぱっと提案して決まったわというのは、余りにも性急な話です。じっくりと話をして、どうして2月議会に出してくれなかったのかと私は今でも思っております。これ以上言ってもあれですから終わりますけれども、私は、この議案については反対したい。

喜多委員

今、退職手当の条例の改正が1月1日からということで説明があって、庄野委員さんからも早急なという質疑がございました。それも理解できる面もあるかなと思います。私も本会議で質問させていただきました。徳島県が借金のナンバー2、ナンバー3で、大変な状況であることを県民は余り知りません。いつも言っているのですけれども、もっともっと県民に周知してほしい、そして職員も一人一人がもっと理解してほしい、オープンにしてほしいと思っております。

余談になるのですが、県が1カ月に1回出している広報紙がありますが、徳島市では市の借金はいくら、財政危機はいくらということ、毎年1回、広報誌の1面に上げて、財政特集というのをしております。県でもこういうこと、今の県の状況はとてつもないのですよ、しかし南海トラフ対策等やらなければいけないことが多いから、痛みを伴う場合があるのですよということ、職員ともども県民一人一人が理解をしてほしいと強く思っております。

庄野委員さんから1月1日の施行に関する質疑があつて、私もそれはもう仕方がないなという思いがいたしております。もちろん、県の職員の給料カット、そして今回の退職金の大幅なカット。今の話を聞いたら理解できるなと思いを新たにいたしました。これを見たときに、私も何で1月1日からかな、4月からだったらどうしていけないのかなと思っておりますけれども、国と、そして民間との早急な是正ということで、いた仕方がないかなという思いがいたしております。

時期的には理解できましたけれども、11月20日頃に、55歳以上の職員についての給料改正も出されました。それともう一つ、来年度もまた給与カットが行われるという話です。時期的なことは置いておいて、それに至った経過も多少今説明いただきましたけれども、その経過とか県の考え方について、改めて追加の説明をお願いできればと思います。

後藤職員厚生課長

喜多委員から、今回の退職手当の引き下げの経過等、補足できる部分があればということのお話でございますが、若干先ほどのお答えとかぶる部分がございますけれども、まず、職員の退職手当制度につきましては、地方公務員法に定めます給与請求の均衡の原則ということで、国との均衡、それから民間との均衡ということで、これまで県職員の退職手当につきましては、国家公務員の退職手当制度に準じてまいりました。それで、本年3月に、これも先ほど人事課長から申し上げましたが、3月7日に人事院から退職給与における官民格差の報告がされて、平均で402万6,000円の格差ということは、国家公務員のほうが402万6,000円高いということで、この格差を埋める措置が必要という見解が出されたところでございます。

また、国の共済年金、職域部分と退職給与に関する有識者会議が、これは民主党の岡田副総理のもとで検討を行いまして、官民格差の402万6,000円の全額につきましては、退職手当の支給水準を引き下げることで解消しなさいという報告書が7月にまとめられました。これらを踏まえまして、先ほど来お話しされましたように8月7日の閣議決定、それから11月16日の国家公務員退職手当法の改正案が可決され、1月1日からの施行となったところでございます。それで、11月26日に総務副大臣通知が届きまして、条例例が示されるとともに、地方公務員におきましても必要な措置を講ずる要請がなされたところでございます。それを受けまして、県といたしましては、国におくることがなく実施すべきという判断のもとで、関係団体、職員組合との協議を経まして今回の改正案を本会議に追加提案をさせていただくということになったのがこれまでの経緯でございます。

喜多委員

先ほどの説明も含めてですけれども、民間との格差の是正、国家公務員との差が開かないようにということ、そしてもう一つは、時期的に1月1日についても全体の説明を受けたように、いたし方ないなという思いがいたしております。

もちろん、県の職員だけでなく、民間の社員の方々もすべて同じですけれども、仕事ってそれに見合うだけの給料というか、給料によって働いているというのももちろん大きなウェートを占めておりますけれども、それ以上に、やはり責任感というか、自分の置かれている立場でいかによい仕事をするかという意識がすごく強い。責任感とやる気の面がすごく大きい。これは県の職員だけでなく、もちろん先生方も警察の方々も、そして一般の民間の社員の方々も、すべて同じだろうと思っております。給料、責任感、そしてやる気、いろいろな面によって、一生懸命仕事をしておるのではなかろうかと思っております。もちろん議会もしかりであろうと思っておりますけれども。

そんな中で給料が下がって、退職金下がって、もうやる気ないわという人も中にはいるかもわかりませんが、案外とこう、それよりもやる気のほうが大事ではないのかなと思っております。今後、そのやる気が下がらないように、やはり退職金は下がったけれども、こういうことをするから頑張ってくださいという思いを、職員さんに説明してほしいと思いますが、いかがですか。

小笠人事課長

ただいま喜多委員から、職員のやる気ということで御質問がございました。先ほどの御質問の中でもございましたけれども、この議会に提出させていただいております、55歳を越える職員に対する昇給制度の見直しでは、良好な勤務成績であっても、従来であれば2号俸上がっていたものが、この見直しによって上がらない。極めて良好とか、特に良好な場合は上がるわけなのですけれども、そういった改正、これは人事委員会勧告に基づく改正でございます。

それから給与カットということで、平成20年1月から3年3カ月実施し、その後、平成23年にカット率を下げたものの、今も給与カットをしているという状況下にあって、職員の働く意欲と言いますか、やる気をいかに維持していくか、これが大事なことだろうと思っております。さらに今回、退職手当の引き下げと、段階的に引き下げていくということで、職員に高いモチベーションを維持して仕事をやっていただくということが大事だろうと思っております。そうすることによって、県民サービスが向上し、県民の満足度が高まっていくと思っております。

今回考えておりますのは、いわゆる職員の頑張りであるとか、そういった業績にしっかり報いるということが必要であろうということで、本県で設けております表彰制度の被表彰者の拡大ということで、これが給与面への反映、あるいはボーナスへの反映ということもあるわけですが、給与制度の見直し、これをやることによって職員の高いモチ

ベーションの維持に努めたいと思っております。以上でございます。

喜多委員

しっかりとモチベーションが上がるような方式を表明して、職員にそれを示すことによって頑張ってもらいたいと思います。民間に比べたら県の職員はいいなといつも言われるのですけれども、いやこのごろは、給与カットと、55歳以上はもう給料が上がらないのよとか、上がりにくいよとかいうことを言ったら、それは大変な面もあるんですねと言われます。その上、今度は退職手当のカットということになってくると、県の職員も苦労しているのやなど、県民の意識も強くあらわれるのではないかなと思っております。

説明がありましたように、いろいろな方策で職員のモチベーション、意欲が高まることを、これからも考えてほしいなということを思っております。終わります。

古田委員

先ほどのお話では、1月1日から実施した場合には、140万円の290人ぐらいで4億2,000万円の影響が出るというお話でしたかね。そうしたら、平成25年度、次の100分の92、同年10月1日から26年6月30日までの間は100分の92となっているのですが、どのぐらいの金額で、何人ぐらいの方が退職予定で、何億円ぐらいの影響があるのか。それと100分の87に完全実施された場合は、どうなるのかということをお尋ねしたいと思います。

後藤職員厚生課長

古田委員のほうから、このたびの退職手当引き下げの、いわゆる第2段階、第3段階、ですから現在の100分の104が第1段階では100分の98、それから次の100分の92と100分の98で、どのぐらいの引き下げ幅、トータルで退職金総額でどれぐらいになるかということと、その退職予定者数についての御質問でございます。まず金額につきましてですが、県庁全体でこれは定年退職者だけでなく、勧奨退職者、それから自己都合による中途の退職者もすべて推計をいたした数字でございますけれども、第2段階ということで、100分の92になる際に、削減の金額といたしましては、約11億3,000万円ぐらいですね。

それから、第3段階の100分の87になる段階で、現在と比べますと、まだ今のところ定年退職の数は数字が出ておりますけれども、勧奨退職それから自己都合による中途退職というのが数字がちょっと見込めませんので、これまでの実績、昨年度のベースで、仮にその人数が退職したということでの推計でございますけれども、第2段階で先ほど言いましたように、11億3,000万円、それから第3段階の100分の87の段階では、約16億円ぐらい、財政支出が減るということになります。

犬伏経営戦略部副部長

ちょっとわかりにくいようでしたので、定年退職者の見込み数といいますか、それで御説明します。知事部局から、教育、病院局、警察すべての県職員を通じて、今年

度の退職者数は、先ほど来から御説明しておりますように、289名でございます。来年度の定年退職者の見込みは316人という形になってございます。再来年度、平成26年度の定年退職者数の見込みは364人というふうに、今年度が一番小さく、来年度は316人、これに単純に140万円を掛けますと、4億4,200万円ぐらい。それから平成26年度の定年退職者予定数は364人、これに140万円を掛けますと5億円を超えるという形になります。以上でございます。

古田委員

ちょっとおかしいのではないですか。100分の98の場合、1月から実施された場合には140万円、平均で普通の方で140万円の減ということですね。だけど、平成25年10月1日から26年6月30日までの間に退職される方については、100分の92でしょ。そうすれば、140万円よりもっとたくさんの減額になるのと違いますか。

犬伏経営戦略部副部長

質問の趣旨を間違えているようでございまして、大変申しわけございませんでした。来年度の定年退職者数が316名というのは間違いございません。それで6%ずつ下がってくるということでございますので、来年の316人の退職者のときは、またそれより140万下がっているということになりますので、合わせて280万円下がっていることになります。316人に280万円を単純に掛けますと、8億8,000万円という形になってございます。それより1年後はまたそれよりさらに5%下がるということになりますので、6、6、5と下がってまいりますので、試算では402万円程度下がるということになります。402万円に平成26年度の退職者数364人を掛けますと、14億6,000万円近くになるかと考えてございます。

古田委員

解散に合わせて本当にどさくさの中で、削減案が可決されてしまったということが大きな問題だと思うのです。民間との格差是正、そこだけに焦点を当てて、公務員として本当に県民、国民のために頑張っている労働の特性もありますし、公務員の場合は労働基本権でも十分にものが言えない。いろいろなことが言えない制約のもとで、きちんと論議もされないまま採決をされてしまった。国のほうでも共産党や社民党、みんなの党はこれに反対をしているんです。その他の党が全部賛成をして決めてしまったということに、私は本当に憤りを感じております。

公務の特性などをきちんと論議をしないで、この徳島県議会でもそういうことをされようとしているんですが、11月16日に法案が通ったのですね。労働組合との話し合いはあったでしょうが、国からこういう方針で400万円も下げることを言われてきているのだという話を、そういう方向でしようというような話を、12月3日、5日の付託委員会で出すことができたと思うのです。それを今まで、全く私たちには知らせずに、この段階になって

出すということはやっぱり問題があるのではないですか。まずそこら辺を聞いておきたいと思います。

犬伏経営戦略部副部長

経過は今委員がおっしゃったとおりです。11月16日に国会で可決されて、26日に法律が公布されて、同時に各県にその条例例と、それと副大臣名の国に準拠するよという通知が来たということでございます。それが11月26日でございます。我々はそれを見て検討し、11月30日に、まずは話し合いをしたいということで、職員組合に申し入れたところでございます。交渉が向こうとの日程のすり合わせ上、12月11日と17日ということになってまいりました。まずは職員間で理解をしていただくという作業が必要でございましたので12月3日、5日の総務委員会には提案が間に合わなかったということでございます。以上でございます。

古田委員

提案は間に合わないかもわかりませんが、こういう方向が出されて、法律も通って、県でも実施をするよと言われているという報告はできるのではないですか。

豊井経営戦略部長

議会との関係の中で、その12月3日、5日の付託委員会の中で、その報告をすべきではなかったかとの御質問でございますが、先ほど犬伏副部長が申し上げましたように、国からの通知が26日に参りまして、さて、それをどういう形でやっていくかということで、まずは協議の申し入れを30日に行ったところでございます。私どもは職員の勤務条件に関することでございますので、庄野委員からもお話ございましたように、まず職員の権利利益、勤務条件の改善に努力されている職員組合の皆様方と十分お話をした上で、やはり議会のほうに御審議いただくということが重要ではないかと。まだ3日、5日の段階では、具体的な交渉日程等々についても、これからという段階でもございましたので、そういう形で今後やっていくのかということについては、その職員団体の御意見を聞きながらということもございますので、今回の御提案ということになったということでございます。そこは御理解をいただきたいと思います。

古田委員

それと、ボーナスの支給について、国の補正予算が成立しない場合は、おくれるかも知れませんが、職員の皆さんにアンケートをとられていましたよね。そういうことだってできるのではないですか。労働組合との話し合いも大事ですけども、県職員の皆さんの御意見をお聞きをするということは大きな問題ですよ。退職手当を400万円も減らされてしまうというんですから。

再就職をされて行かれる方はいいですよ。けれども少し早くやめられる方もおいでます

し、定年まで行かれた方も、年金が支給されるまでは5年ぐらいあるわけですから、生活設計に大きな影響が出ます。400万円も削減されてしまうということは、御家族の人数にもよりますけれども、1年間分ぐらいの経費にも相当するので、本当に大きいと思うのです。

民間に合わせるということですが、民間は公務員が下がったらまた下げるのですよ。悪循環なのです。消費税増税10%とか言って国が決めていますけれども、そういうどんどん消費能力を失わせるようなことをすれば、ますます経済が冷え切っていくと思うのです。ですから、やっぱり職員の皆さんに、こういう状況にあるのですということも知らせて、アンケートをもらったり、労働組合だけではなくて、皆さんの意見をしっかり把握をするということが大事ではないですか。

小笠人事課長

ボーナス、いわゆる一時金の支給のときにはアンケートをしたにもかかわらず、今回もアンケートをするべきではないかというお話でございます。ボーナスのときにつきましては、支給日が12月10日になっております。そういった状況の中で、特例交付金の交付が決まらないということで、場合によっては借入れをして、その金利負担、いわゆる県民に負担をしていただく結果になるかもしれないということで、支給日の遅延を検討したわけでございます。ただしこれは、あくまでも例外としてそういったことをやるかもしれないということで、そういったことが起こった場合に、職員にどういった影響が出るか、あらかじめ職員の意見を聞いたということで、あくまでもボーナスの支給日の例外としてやった場合どうかということで聞いたわけでございます。

ところが今回の退職手当そのものにつきましては、いわゆる国の場合であれば法律、県であれば条例ということで決まっておりますし、いわゆる制度ということになってございます。この制度を変えるにあたって、退職手当を下げることにことについて職員にどうかというふうな質問ではなくて、やはりこれについては、給与の場合は人事委員会ですけれども、このボーナスについては人事院が調査したその実績に基づいて、国も同じように変えておりますので、これは制度として私どもとしては取り入れるべきでないかなと思っております。以上でございます。

古田委員

国家公務員の場合は、年額600億円の削減なのですよね。地方公共団体がすべて実施をすれば、3,400億円の削減になると国が試算をされているようです。本当にこれはますます消費を落ち込ませて、徳島県内への影響も大きい。民間に合わせてどんどん削減をしていく、給与も削減し、またこういう退職手当も削減していくという方向は、私はやっぱり間違っていると思います。県の財政の厳しいところはいろいろお話を聞いてそれも十分わかりますけれども、私たちが主張しているように、一方で民間企業に県が補助金を出し続けている。1億数千万円の補助金をまた今年度も出しているわけです。そういった無駄

をきちんと無くす方向で、それから大型公共事業についても、本当に必要かどうか考えて無駄を削っていくことで、対応していくべきだと思います。職員の皆さんの給与カット、退職金カットというのは、ほかへも大きな影響が出る、悪循環を生むものだと思いますので、反対をしたいと思います。

それと34号議案で、今回50億円ぐらいの補正予算が出ているのですが、そのうちの11億円が県債ということで、また県債がふえるわけですが、総額でどのぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

坂本財政課長

今年度まだ事業が途中というところがありますので確定ではないのですが、あくまで見込みとしまして一般会計の臨時財政対策債を除きまして、県債残高は今年度末、6,400億円程度と見込んでおります。

古田委員

特別会計の県債もありますよね。その分もあわせてどうですか。

坂本財政課長

普通会計で申し上げますと、今年度末の見込みが6,500億円程度となっております。

古田委員

県債残高を減らしていくという方向とあわせて、県民の懐を暖めるという施策を同時にやっていかなければだめだと思いますので、国の施策でこういうふうに影響が出てくるわけですが、私たち共産党としては、この退職手当の減額には反対をして頑張りたいと思います。終わります。

藤田副委員長

一、二点質問させていただきたい。古田委員、庄野委員と同じで、給与の減額というのはいろいろな影響を及ぼすのかなと。右肩上がりの時代であればよいのですが、厳しい中でこういうこともあり得る。特に、経済に波及する給与の問題、退職金の問題ですから、より慎重に審議しなければいけないわけです。特に今回は選挙もありまして、非常に慌ただしい中で法案が通って、そして先ほどの説明のとおり、ちょうど運悪く審議の前後に、こういうものが来た。1点お伺いしたいのは、先ほど庄野委員の発言にもありましたが、国がこういう問題を審議するのは、普通は年度末とか次の年から、どこかけじめけじめでやっていく。公務員の給与が高いとか安いとか格差があるとか、審議しながら。今回は審議の過程にいろいろな問題がある。

今国会は、何か慌ただしかった。給与の人事院勧告とか得たり、それから国の政策として、法律改正としてやる場合に、こういう大きな問題というのは、1つの区切り区切りで

やるのがルールだと私は思っているのです。

もう一点は、先ほどちょっとわかりづらかったのですが、3年で100分の87になるということ。いろいろ格差の問題の中で議論はあるにしても、こう変える。よくわかったのは、不公平感が出てはいけないということ。失礼な話ですが、駆け込みでおやめになる人と3月まで勤めた人とで、格差が出てはいけないから、公平公正な支給をするというのはよくわかる。ところが、2年目から3年目、普通は年度末で退職します。これはなんでこの10月とか9月、6月とかに決めておられるのかな。一般的に、こういうことを決めるときには、その年度、年度で、この辺はこういうくぎりがあるのですという決まりがあるのかどうか。

だって普通は3月末で決めればよいのですから。そうでしょう。2年目からは、3月にやめるのと9月にやめるのでは、下手をすれば、そろばんをはじいたら、早くやめたら給与がなくなるからという計算があるのかもしれませんが、これも公平公正があるのかもしれませんが、ちょっとわかりづらいので、説明いただきたい。

もう一つは、庄野委員のお話のように、ことしは急を要したものですから、本来ならじっくりといろいろな各方面に通達をして、関係機関の方と予備的にお話をする、組合とも多分そういう予備的なお話なのでしょうけれども、そういう周知が今回は、急なもので若干、おくれたのかなと。そういう二、三点の今の質問の、ことしは若干こうだけでも、ルールはどうなのだとということがわかりましたらお知らせいただきたい。

根本的に給与の問題を、古田委員さんが言うように、公務員の給与というのはある適度確保しないと、経済はデフレに入ってきてデフレスパイラルが起こる。これは多分、皆さん同じ意見です。格差の問題がありますからなかなか言いづらい。

けれども、普通はルールというのがあると思うのです。その辺をちょっとだけで結構ですので、お答えいただいたら。

小笠人事課長

過去の実績が手元にないんですが、県としましては国公準拠ということで国に準拠してやらせていただくということでございますので、まず国の今回の方針ということで御説明させていただきますと、実はことしの8月7日に引き下げに関する閣議決定が行なわれております。したがって、国としてはこの閣議決定後、臨時国会なりに速やかに提出をするということが予定されていたのではないかと考えてございます。ただ、国会がいろいろ困難と言いますか、なかなか臨時国会が開かれないということもございましたし、また臨時国会が開かれてもなかなか審議に入れないという事情もあったと。それに伴いまして、11月16日に可決、この11月16日がまさしく衆議院の解散が決まっていた日でございますが、その日までずれ込んでしまったということではなかろうかと考えてございます。

前回ということになりますと、平成15年に国が改正しているのですけれども、そのときの日程、手元に資料がなくて細かくは御説明できませんけれども、かなり期間を置いて審議し、また周知期間も置いていたように記憶してございます。

あと、なぜ今回の刻みが9カ月でそれぞれ刻んでいくのかということでございます。私、先ほど、庄野委員さんの御質問にお答えさせていただいた内容になるのですが、今回の民間の退職金との格差というのが非常に大きいということと、この格差そのものが発生しているのが平成22年の調査実績だということで、早急に是正をする必要があるということで、通常であれば1年刻みでやるということも考えられるのだろうと思いますけれども、今回についてはその格差を早急に是正する必要があるということで、国のほうで9カ月というふうに決めたと認識いたしております。

あと関係機関の周知、協議につきましても、やはりそれぞれやるべきだろうと思ってございます。周知についても条例が成立いたしましたら、早急にやっていかなければならないと認識しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

後藤職員厚生課長

藤田副委員長からの最初の御質問でございますけれども、これまでの退職手当の改定時期、施行時期等は年度末の区切り等でやられているのではないかというお話でございました。現在の官民格差の制度が昭和48年に制度化されておりまして、そのときに国が、やはり最初100分の120ということで、この当時は官のほうが高くございましたので、それを20%ほど上げるということで、その適用が最初12月1日でございます。それ以後、昭和56年も1月1日の施行、それから昭和60年は4月1日施行とか、必ずしも年度の区切りで施行されているわけではございませんので、今回も特にその例外的な措置ではないかなと思っております。

豊井経営戦略部長

非常に格差が大きい中で、現在の財政状況のもとでは、国民の皆さんの理解を得るためには、できるだけ早く格差を是正せねばならないということで9カ月ごとの引き下げになったと聞いておるところでございます。今までですと、もう少し長期間でいったという経緯もございますけれども、先ほど申し上げましたように1月5日に102.1%の国財源で国民の皆さんの負担も上がると。国民の皆様の理解と協力を得るためには、長期間にわたってこの引き下げをするのではなくて、できるだけ早く下げて、官民格差を是正しなければならないという要請をもとに、1年12カ月ではなくて9カ月で引き下げるべきだということでこうした措置になったと国から聞いておるところでございます。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（12時39分）